

第1章 計画策定の背景

1 国・大阪府・八尾市の動き

(1) 国の動き

わが国においては、日本国憲法において個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、国際社会における動きとも連動しつつ、男女平等の実現に向けた取り組みが進められてきました。

平成 8(1996)年には「男女共同参画 2000 年プラン」を策定、ついで、平成 11(1999)年 6 月には、取り組みの基本法制として「男女共同参画社会基本法」を公布・施行しました。そのなかでは、「男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置づけ、男女共同参画社会の形成を進めていく上での基本理念として、「男女の人権の尊重」「社会における制度又は慣行についての配慮」「政策等の立案及び決定への共同参画」「家庭生活における活動と他の活動の両立」「国際的協調」の 5 つを定めています。

そして、国、地方公共団体、国民のそれぞれの責務を明らかにし、とりわけ、国と地方公共団体には、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を策定し、実施する責務があること、地域の特性を活かして施策を展開することを定めています。

ついで、平成 12(2000)年には、同年 12 月に開かれた国連特別総会「女性 2000 年会議」(ニューヨーク)で採択された「政治宣言」と、「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」の成果文書を踏まえ、男女共同参画社会基本法に基づく「男女共同参画基本計画」(平成 17(2005)年度改定)を策定し、取り組みの方向性を明らかにするとともに、平成 13(2001)年には、内閣府に男女共同参画会議が設置され、推進体制の強化が図られました。

近年は、基本計画に基づき、女性の参画拡大をめざす「女性の参画加速プログラム」、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進、地域における男女共同参画の推進、新たな分野における取り組み等が進められています。

(2) 大阪府の動き

大阪府では、昭和 56(1981)年に「女性の自立と参加を進める大阪府行動計画」を、昭和 61(1986)年に「女性の地位向上のための大阪府第 2 期行動計画～21 世紀をめざす大阪府女性プラン」を、平成 3(1991)年に「男女協働社会の実現をめざす大阪府第 3 期行動計画～女と男のジャンプ・プラン」を、さらに平成 9(1997)年には、北京行動綱領等を踏まえて「新 女と男のジャンプ・プラン」を策定して、平成 12(2000)年度を目標年度として施策の推進に取り組んできました。

平成 10(1998)年には、大阪府附属機関条例に基づく「大阪府男女協働社会づくり審議会」(平成 14(2002)年 4 月「大阪府男女共同参画審議会」に改称)を設置し、また大阪府と民間団体との幅広いネットワークづくりに向けて「大阪府男女協働推進連絡会議」(平成 13(2001)年 4 月「大阪府男女共同参画推進連絡会議」に改

称)を設置しました。

その後、男女共同参画をめぐる様々な課題に的確に対応していくために、平成13(2001)年7月、男女共同参画社会基本法に基づく「おおさか男女共同参画プラン(大阪府男女共同参画計画)」を策定するとともに、平成14(2002)年4月に府民や事業者とともに男女共同参画社会の実現を目指す指針となる「大阪府男女共同参画推進条例」を施行しました。

現在は、策定以降の社会の状況の変化とこれまで実施してきた施策を踏まえ、目標年度に向けて、計画の実効性を一層高めるため、計画内容の一部改訂(平成18(2006)年)を行い、積極的な男女共同参画施策の推進が図られています。

(3) 八尾市の取組み ～「改定やお女と男のはつらつプラン」の成果～

本市では、平成11(1999)年に「やお女と男のはつらつプラン ～地域に根ざした男女共同参画社会をめざして～」を策定。5年後の平成16(2004)年には、その成果を踏まえて「改定やお女と男のはつらつプラン ～地域に根ざした男女共同参画社会をめざして～」を策定し、男女の人権が尊重される男女共同参画社会の実現に向けて、さまざまな分野への男女共同参画を進める施策に取り組んできました。

中でも、目標Ⅰ男女共同参画の地域づくりとエンパワーメント「基本課題1あらゆる分野における意思決定の場への女性の参画」においては、男女の意見が市政に反映されるしくみである「市の審議会・協議会等への女性の参画促進」として、公募制度の導入や兼職件数の制限という施策を進めました。さらに、審議会や協議会の女性委員の比率が30%以下の場合には、その比率を上げるための計画書を提出してもらい、担当者にヒアリングして改善を求めていく、という取り組みを始め、目標値の達成に努めてきました。

この取組みが功を奏して、平成17(2005)年度には前年度19.7%だった女性参画率が23.3%とやや上向いたものの、平成19(2007)年度には23.0%と停滞しており、平成20(2008)年度までには女性の参画率を30%以上にし、女性のいない審議会をなくす、という目標を達成することができていません。

審議会等への女性の参画状況を毎年調べてその結果を公表し、さらなる男女共同参画の推進を図っているところです。

同基本課題1の「女性職員のあらゆる分野への配置と管理職への登用」においては、以下の様々な職域への男女相互乗り入れと、女性職員の管理職への登用が一定進んでいます。

例えば、消防職については、男性に限られていた採用を、女性にも門戸開放されています。保健師・保育士・土木職・化学職等の採用については、男女双方が採用されるようになり、その結果、新規採用職員に占める女性比率が高まっています。

また、管理職昇任考査にチャレンジする女性職員も増え、平成14(2002)年には

管理職(課長補佐級以上)における女性の比率は 11.2%だったものが、平成 19(2007)年では 19.0%と徐々に増加しています。しかし、30 代後半~40 代前半の女性職員の中には管理職へのチャレンジを躊躇する者が多いという状況もあります。

目標Ⅱ男女の人権を大切にしたい男女共同参画への意識づくり「基本課題3 生涯学習における男女共同参画意識の育成」の基本施策の1つである「すべての人の学習する権利を保障するための条件整備」として、一時保育が制度として定着し、市主催の多くの催し物で実施されるようになっていきます。

また、平成 18(2006)年 10 月には、J Aビル2階に男女共同参画の拠点施設として「男女共同参画スペース」を設け、講座の開催、情報発信、市民活動グループの育成、女性相談など、さまざまな施策を展開中です。開催講座の中からは市民活動グループも誕生しています。しかし、市民への認知度は低く、平成 19(2007)年に実施した「八尾市男女共同参画についての意識調査」では、回答者の8割以上が「知らない」と回答しています。

同調査では、女性回答者の3人に1人が配偶者や恋人からの暴力の被害者であると回答していますが、「女性に対する暴力」への取組みは、広報紙や情報誌を活用した啓発にとどまっています。

一方、市職員が編集委員となって発行している男女共同参画情報誌「えいぷりる 10」の編集委員からは、男性の育児休業取得者の第1号が出るなど、職員の意識も変わりつつあります。

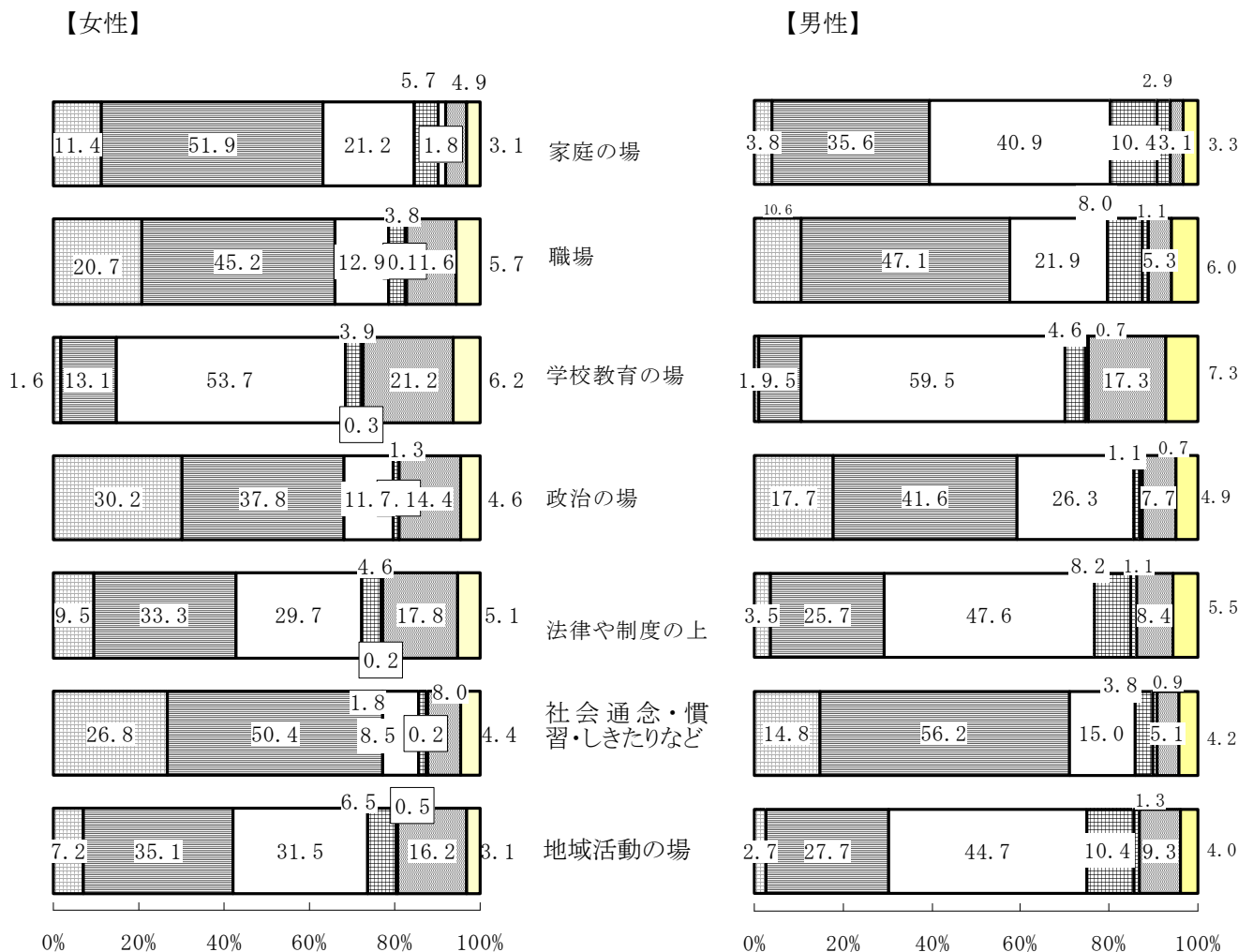
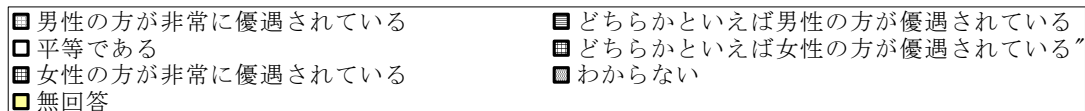
2 男女を取り巻く社会の状況

(1) 依然として低い男女の地位の平等感

平成 19 (2007) 年に実施した「八尾市男女共同参画についての意識調査」(以下「平成 19 年市民意識調査」という)では、7つの分野において男女平等であるかどうかをたずねています。その結果をみると、「平等である」の割合が5割を超えるのは、「学校教育の場」のみで、他の分野では、「男性が優遇されている」とする割合が高くなっています。特に、「社会通念・慣習・しきたりなど」では男女ともに7割以上が「男性が優遇されている」と感じています。

この結果は、平成 15 (2003) 年調査とほぼ同じかむしろ「男性優遇感」が増している結果となっており、一層の総合的・重層的な男女平等施策の推進が必要です。

図 1-1 男女の地位の平等感



(2) 少子高齢社会の進行

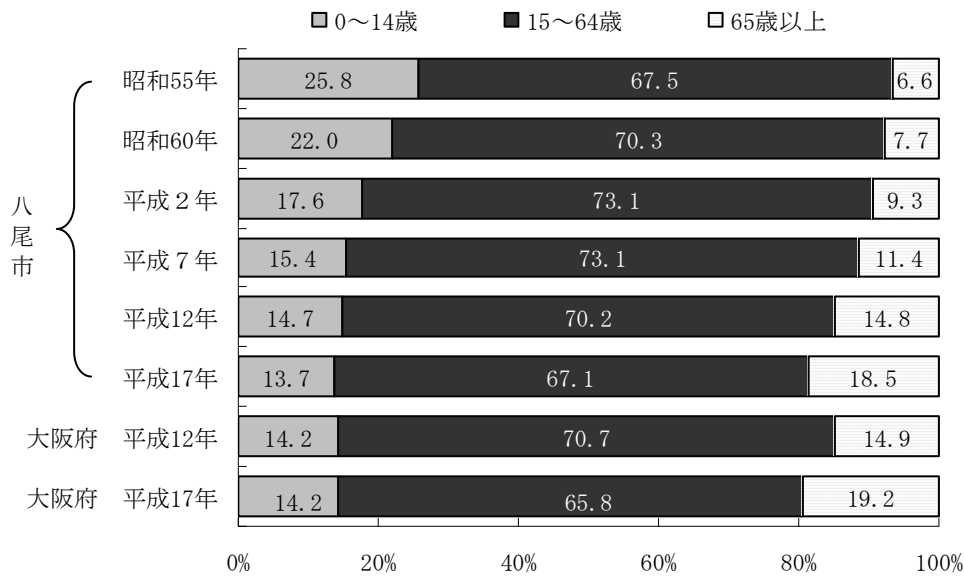
わが国では、平成 17 (2005) 年に総人口が戦後初めて前年を下回り、本格的な「人口減少時代」を迎えました。

八尾市においては、平成 12 (2000) 年を境に「65 歳以上 (老年人口)」の割合が「0～14 歳 (年少人口)」の割合を上回り、平成 17 (2005) 年には「高齢化率 (総人口に占める 65 歳以上人口の割合)」が 18.5% となっています。

その一方で、合計特殊出生率 (平成 18 年) は 1.18 であり、本市においても確実に少子高齢社会が進行しています。

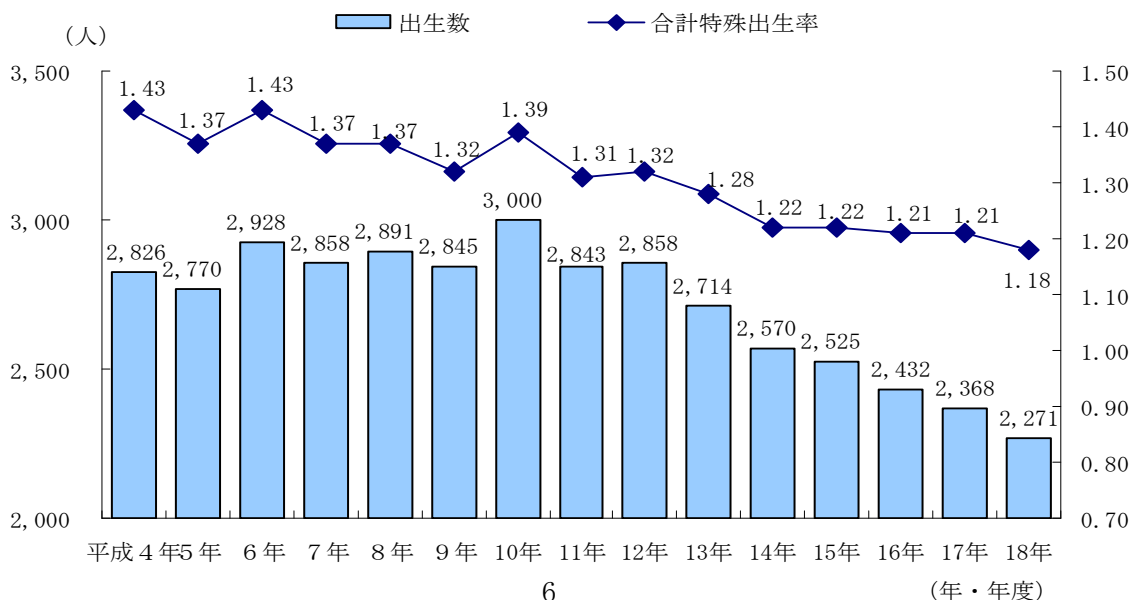
こうした状況は、労働力人口が減少し、経済成長に対してマイナスの影響を与えるばかりでなく、年金や医療、介護といった社会保障における現役世代の負担が一層増大するなどの影響が予想され、効果的な少子化対策が必要となります。

図 1-2 高齢化率と年齢3区分別人口(八尾市)



資料:総務省「国勢調査」

図1-3 出生数と合計特殊出生率の推移(八尾市)



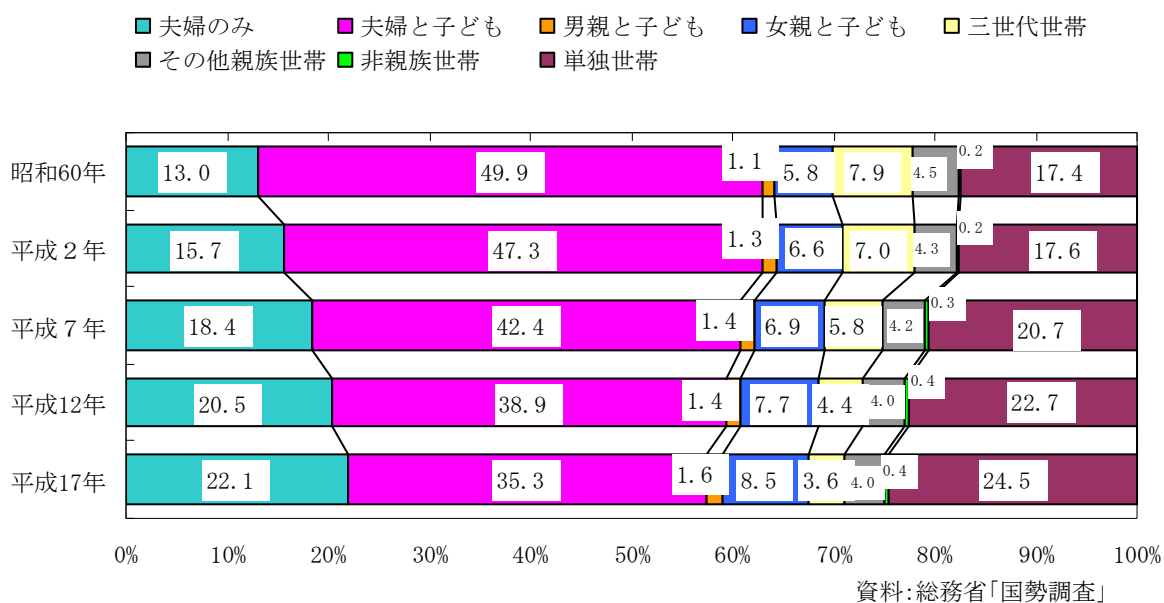
資料:八尾市住民基本台帳、外国人登録

(3) 家族の規模の縮小

これまで大勢を占めていた「夫婦と子ども世帯」や、「三世帯世帯」が減少し、「夫婦のみ世帯」「ひとり暮らし世帯（単独世帯）」「ひとり親と子ども世帯」が増加しており、家族の規模が縮小しています。

未婚化や高齢化によって単身世帯が増えると、介護を始めとして支援の必要な世帯が増えるなど、社会全体に大きな影響を及ぼすことが懸念され、対応策が必要となっています

図 1-4 世帯類型別構成比の推移(八尾市)

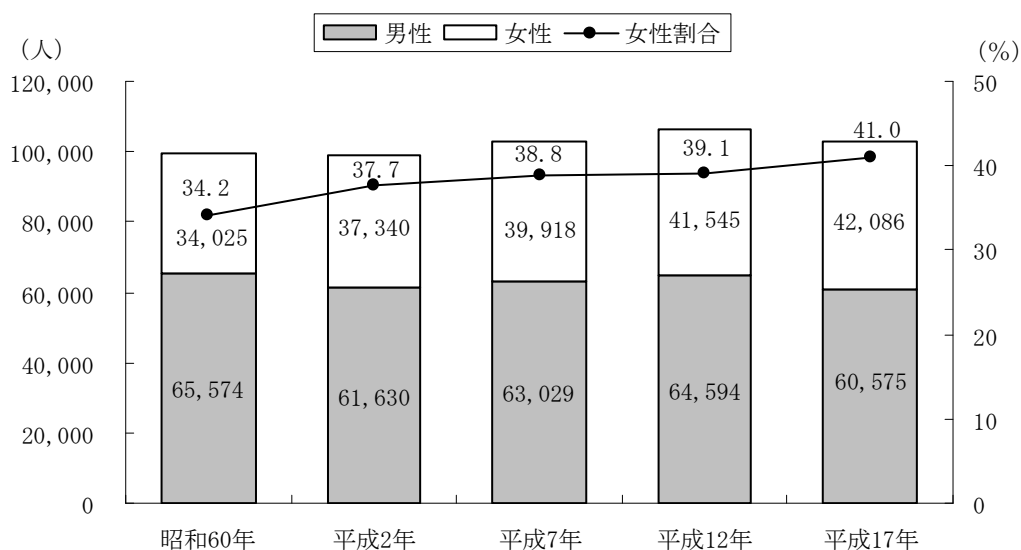


(4) 女性の就労状況

本市における性別雇用者数をみると、平成 17 (2005) 年では女性 42,086 人、男性 60,575 人で、女性雇用者は年々増加し、また、雇用者に占める割合も高くなっており、平成 17 (2005) 年には 41.0% となっています。

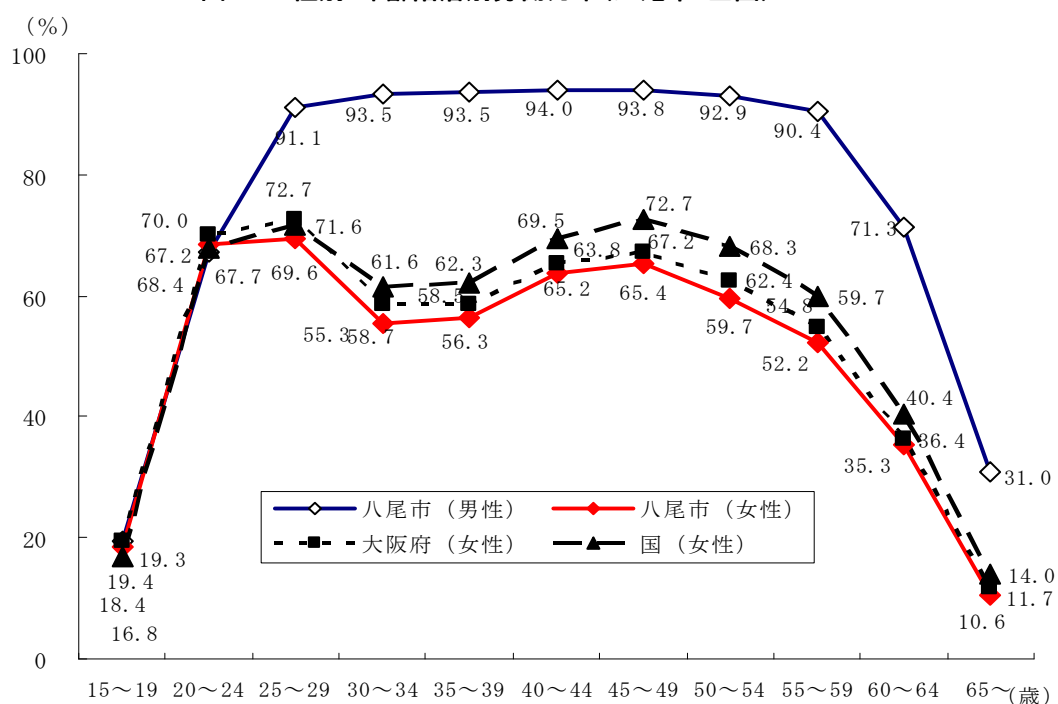
しかし、女性の年齢階層別労働力率をみると、依然として結婚・出産・育児期にあたる 30 歳代の労働力率が低い、いわゆるM字型の就労型であり、20 歳代後半以降の労働力率は全国平均を下回っています。

図 1-5 性別雇用者数の推移(八尾市)



資料:総務省「国勢調査」

図 1-6 性別・年齢階層別労働力率(八尾市・全国)



資料:総務省「国勢調査」(平成 17 年)